

公立大学法人横浜市立大学規程第39号

公立大学法人横浜市立大学特別研究学生規程

(趣旨)

第1条 横浜市立大学大学院における特別研究学生の受入れについては、別に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 特別研究学生とは、他の大学院等の学生で、当該他の大学院等との協議に基づき、研究科において特定の教員の指導を受けて研究する者をいう。

(入学資格)

第3条 特別研究学生として入学することができる者は、当該他の大学院等の長から推薦された者とする。

(出願手続き及び入学許可)

第4条 特別研究学生として出願する者は、所定の入学願書及び当該他の大学院等の長の推薦書を学長に提出しなければならない。

2 特別研究学生の入学は、研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長が許可する。

(入学時期)

第5条 入学の時期は、学年始めとする。ただし、特別の事情があると認められた場合はこの限りではない。

(研究期間等)

第6条 研究期間は、1年とする。ただし、特別の事情があると認められた場合はこの限りではない。

2 特別研究学生は、学術情報センターその他許可した施設を使用することができる。

3 特別研究学生は、研究科長の承認を得て、研究主題に関連する講義及び演習に出席することができる。

(研究証明書)

第7条 特別研究学生が研究期間満了までに研究報告書を指導教員、研究科長を経由して、学長に提出したときは、学長は、教授会の議を経て、特別研究学生に研究証明書を交付することができる。

(特別研究学生の退学及び除籍)

第8条 特別研究学生が退学しようとするときは、学長に願い出なければならない。

3 特別研究学生で、研究の実があがらないとき、その他特別研究学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長はこれを除籍する。

(その他)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。